

住民監査請求監査結果

請求の受理

1 請求人

住 所 石狩市

氏 名

2 請求の提出日

平成 21 年 5 月 20 日

3 請求の要件審査

この石狩市職員措置請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものと認め、平成 21 年 5 月 20 日付でこれを受理した。

監査の実施

1 請求の要旨

平成 21 年 5 月 20 日付石狩市職員措置請求書、同年 6 月 17 日付で提出のあった追加証拠書類及び同日に行った法第 242 条第 6 項に規定する請求人の陳述の内容を総合した結果、請求（以下「本件措置請求」という。）の要旨は次のとおりである。

違法又は不当とする財務会計上の行為又は事実に関する主張

コスモス会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）が、「会館の管理運営に関する協定（以下「協定」という。）」に違反する事業報告をしたにもかかわらず、担当職員は適正な指示を行うことなく認定、受理の上、管理経費を支出している。

運営委員会の不当な予算計上などによる収支予算書及び収支決算書を収受認定し、受理した。

違法又は不当とする理由に関する主張

協定第 3 条の協定期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日となっているが、過去 3 年間、協定第 18 条の規定に基づくコスモス会館の事業報告書では、協定期間を履行せず、平成 18 年 3 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日（各年度の事業期間を 3 月 1 日から 2 月末日までとしている。）までとしているにもかかわらず、これを収受し、協定期間分の支出をしているため、平成 21 年 3 月分が過払いとなっており、さらに、協定期間の最終年月日が平成 22 年 2 月 28 日までとなると、平成 22 年 3 月分が過払いとなるおそれがある。

コスモス会館の平成19年度及び平成20年度の予算額について、市から支払われる管理経費（委託料）を「会館の管理運営に関する協定書に係る仕様書」では、589,000円のところ、492,000円と虚偽計上しており、両予算は成立していない。

措置の請求

石狩市長に対して、次のとおり措置を求める。

平成20年度分として支払った管理経費のうち、平成21年3月分は協定期間を遵守しない指定管理者の管理業務不履行に対する公金の支払いであり、過払いとなる公金の損失に対し、適正な補填措置を行うこと。また、協定期間を遵守した事業報告書の再提出を運営委員会に指示し、市の不当な公金支出の恐れのある平成22年3月分の支出について、速やかに是正措置を講じること。

運営委員会に対して、同委員会の規約第9条に規定する事業年度を「毎年4月1日から始まり翌年3月31日で終わる。」と改正するよう指示すること。また、平成20年度収支決算書及び平成21年度収支予算書を市の会計年度に合わせて、修正し再提出するよう指示すること。

2 監査対象事項

監査委員においては、本件措置請求に関して次の事項を監査対象とした。

協定期間を遵守しない指定管理者に支払った又は支払うおそれのある管理経費について、違法性又は不当性の有無を判断すること。

違法又は不当な点が認められる場合に、石狩市の損害の範囲を判断すること。

石狩市に損害が生じている場合に、その損害補填の措置を判断すること。

3 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

冒頭記載のとおり請求人の陳述は、平成21年6月17日に行い、その際請求人から新たな証拠が提出され、同日付で受理した。

4 監査対象部

石狩市市民生活部

5 監査の方法

法第242条第4項の規定による監査は次の方法で実施した。

書類調査

監査対象部に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

事情聴取

監査対象部の職員の事情聴取を行った。

監査の結果

1 認定した事実

指定管理の概要について

市は、会館の指定管理者の決定に当たり、法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を、また、平成18年度から平成21年度の4年間の管理経費の債務負担行為について併せて議会の議決を受け、コスモス会館の指定管理者として、「石狩市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第20号）」に基づき、運営委員会と平成17年12月20日付で、協定を締結した。その協定内容として、協定第3条で、協定期間を平成18年4月1日から平成22年3月31日までとし、協定第16条で、協定期間の会館の管理運営に必要な経費を、2,259,000円とし、各年度2期に分割し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第163条の規定に基づく前金払として市が支払うこととしている。支払期限と金額は、次のとおりである。

平成18年4月30日迄	金246,000円
平成18年8月31日迄	金246,000円
平成19年4月30日迄	金294,500円
平成19年8月31日迄	金294,500円
平成20年4月30日迄	金294,500円
平成20年8月31日迄	金294,500円
平成21年4月30日迄	金294,500円
平成21年8月31日迄	金294,500円

また、協定第18条で、毎年度終了後60日以内に事業報告書を作成し、提出することとしている。事業報告書では、会館の管理に関する書類と指定管理者の経営状況に関する書類の提出を求めており、会館の管理に関する書類としては、管理運営状況、利用状況、利用料金の収入実績、管理経費の収支状況を記載したものとしている。

管理経費の支出について

管理経費については、平成18年4月支払分から平成21年4月支払分までの1,964,500円が運営委員会に支出されており、運営委

員会から毎年度事業報告書の提出を受けている。

請求人は、平成21年4月16日付で市に対し、事業報告書等の開示請求を行い、同年4月17日に開示された平成18年度及び平成19年度事業報告書から市の会計年度との違いを、さらに、平成21年度総会資料においても同様であることを確認したことから、平成21年4月27日市に対し指摘を行った。市は、この指摘を受け、確認調査を行っている間に、平成21年5月8日付で平成20年度事業報告書についても運営委員会から提出されたが、請求人指摘のとおり、各会計年度とも3月から翌年2月末日までとなっていることを確認した。この状況のままだと各年度とも3月の管理業務についての報告が欠落することとなると判断し、協定17条に基づく指示として、総会議案とは別に、会館の管理に関する書類として、市の会計年度に合わせた事業報告書を提出するよう指示を行い、平成21年6月1日付で運営委員会から、修正した平成18年度から平成20年度までの事業報告書が提出され、市はこれを受理した。

2 判断

前記1の認定した事実に基づき、次のとおり判断する。

協定期間を遵守しない指定管理者に支払った又は支払うおそれのある管理経費について、違法性又は不当性の有無について

請求人は、協定期間を遵守しない指定管理者に支払った管理経費の過払いとなる公金の損失について主張している。

本件管理経費については、平成17年第4回市議会定例会において、指定管理者の指定議案と平成18年度から平成21年度までの4年間の管理経費の債務負担行為について議決を受け、平成17年12月20日付で、運営委員会と協定を締結し、各年度2期に分割し、令第163条の規定に基づく前金払として支払われている。

指定管理者においては、「法第244条の2第7項」、「石狩市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」、「石狩市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する事務処理要綱」及び「協定」の規定に基づき、市が指定管理者による管理の実態を把握するため、毎年度終了後60日以内に事業報告書を提出しなければならないこととされている。

この規定に基づき、運営委員会から提出され、市で受理した事業報告書を見ると、市の会計年度とは異なる3月1日から2月末日までであることが確認できた。

指定管理者に支払う管理経費については、公金を支出している以上、指定管理者による施設の管理運営の実態を毎年度把握し、その支出が適正であったかを確認すべきことは、社会通念上言うまでもない。

市においては、年度のずれにより各年度とも3月の管理業務についての報告が欠落すると判断し、運営委員会に対し、市の会計年度に合わせた事業報告書の作成を指示し、この指示に基づき、運営委員会から平成21年6月1日付で、平成18年度から平成20年度までの事業報告書の提出があり、これを受理している。この内容から平成21年3月の管理業務について履行されていることが確認できたことから、不当な支出があったとは、認められない。また、平成21年度の実績についても、市の会計年度に合わせたものを提出するよう指示していることから、不当な支出が当然に予見される状況にない。

違法又は不当な点が認められる場合に、石狩市の損害の範囲について請求人は、協定期間を遵守しない指定管理者に支払った又は支払うおそれのある管理経費についての補填措置及び是正措置を主張しているが、既に是正措置が行われたことから、市の損害は生じないものと判断する。

結論

以上のことから、請求人が行った本件措置請求については、理由がないと判断するものである。

なお、本件の認定した事実に基づき、次のとおり市に要望する。

【要望】

この度の住民監査請求の監査に当たり、事実確認を行った結果、市の会計年度と異なった事業報告書を、市民から指摘されるまで受理していたことが確認された。事業報告書は、施設の管理運営の実態を把握するための重要な書類であり、その適正な取扱いを怠ることによって、市民から不当な支出があったものと誤解を招く可能性があることから、今後、これらの取扱いに対しては、より適正な事務執行を行われるよう強く望むものである。